

## 平成 26 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会議事録

日時 平成 26 年 5 月 24 日 (土) 14 時 00 分～15 時 55 分  
場所 品川プリンスホテル メインタワー8 階「ターコイズ」  
出席者 坂本本部長、山井、三屋の各副本部長  
＜常任委員＞佐々木、富田、宗像  
＜委 員＞佐藤 (北海道)、佐藤 (青森県)、谷藤 (岩手県)、安中 (宮城県)、  
一関 (秋田県)、村田 (山形県)、星 (福島県)、高山 (茨城県)、  
青木 (栃木県)、小林 (群馬県)、佐藤 (埼玉県)、久保 (千葉県)、  
飯沼 (東京都)、田中 (神奈川県)、緒方 (新潟県)、北東 (富山県)、  
岡村 (石川県)、上杉 (福井県)、森村 (静岡県)、神野 (愛知県)、  
奥野 (三重県)、吉田 (岐阜県)、中嶋 (滋賀県)、河野 (大阪府)、  
河野 (兵庫県)、平山 (奈良県)、安川 (和歌山県)、椿 (鳥取県)、  
河原 (島根県)、井上 (岡山県)、吉長 (広島県)、藤澤 (香川県)、  
組橋 (徳島県)、明比 (愛媛県)、川田 (高知県)、田中 (福岡県)、  
川久保 (佐賀県)、野田 (長崎県)、平田 (熊本県)、土江 (大分県)、  
中村 (宮崎県)、武田 (鹿児島県)、神谷 (沖縄県)  
＜委 任＞住谷副本部長、野田、望月、原、神谷、長尾、工藤の各常任委員  
大西 (長野県)、岡 (京都府) の各委員  
＜代理出席＞平林 (山梨)、中村 (山口県) の各委員  
＜事 務 局＞小林部長、菊地課長、他少年団課員 7 名

事務局から、設置規程第 15 条に基づく会議成立の報告を行い開会。  
設置規定第 14 条第 2 項により、坂本本部長を議長として議事に入った。

### ＜議案＞

#### 1. 平成 25 年度日本スポーツ少年団事業報告及び決算について

平成 25 年度事業報告及び決算について説明。なお、事業報告は「平成 25 年度スポーツ少年団育成事業報告書」の提示をもって報告とした。

##### 【決算の主な内容】

〔収入の部〕

- ① 「登録料」は、予算に対し、団員 29,872 名減の 712,128 名、指導者は 3,238 名減の 186,762 名となり、合計で 1 千 1 百 22 万 8 千 2 百円減の 3 億 4 千 4 百 37 万 1 千 8 百円となった。
- ② 「補助金等」は、「国庫補助金」において、日中指導者交流受入事業が中止となったことにより、1 百 8 万 4 千 3 百 74 円の減、「スポーツ振興基金助成金」において、助成先の査定による助成金の減額により 9 百 48 万円 2 千円の減、「スポーツ振興くじ助成金」において、助成先の査定による助成金の減額により 4 百 49 万 6 千円の減、「日本馬主協会連合会助成金」において、助成先の査定による助成金の減額により 5 百万円の減となったことなどにより、補助金等全体で 2 千 6 万 2 千 3 百 74 円減の 1 億 3 千 6 百 1 万 8 千 6 百 26 円となった。

- ③ 「負担金」は、認定員養成講習会の参加料収入等が増額となったことから、全体で6百6万6千8百84円増の8千3百61万8千8百84円となった。
  - ④ 「協賛金」は、スポーツ活動サポートキャンペーン事業の実施数の減により1百44万5千円減の1千94万5千円となった。
  - ⑤ 「雑収入」は、マーク使用料等の減により35万2千8百10円減の98万7千1百90円となった。
- 以上により、収入合計額は、予算額に対し2千7百2万1千5百円減の5億7千5百94万1千5百円となった。

〔支出の部〕

- ① 「指導者・リーダー養成・研修事業」は、認定員養成講習会において、1コースあたりの開催経費の増額などにより7百16万6千7百85円増の8千3百61万3千7百85円となった。
- ② 「指導者協議会事業」は、会場費等の減額により、55万3千8百34円減の2百39万5千1百66円となった。
- ③ 「少年団顕彰事業」は、ほぼ予算額どおりの1百69万1千77円となった。
- ④ 「国内交流事業」は、全国スポーツ少年大会の参加者が定員に満たなかったこと、また、剣道交流大会における経費の節約執行などにより、2百41万6千4百23円減の8千4百77万3千5百77円となった。
- ⑤ 「国際交流事業」は、日独同時交流において派遣の参加者数が減となったこと、また、日中指導者交流が中止となったことなどにより、1千3百21万5千2百91円減の5千8百57万4千7百9円となった。
- ⑥ 「広報出版事業」は、発行経費の減額により、1百69万9千8百96円減の7千9百33万2千1百4円となった。
- ⑦ 「研究調査事業」は、各プロジェクトにおける調査費などの実績減などにより、4百54万7千3百96円減の4百27万2千6百4円となった。
- ⑧ 「スポーツ活動サポートキャンペーン事業」は、認定員養成講習会における熱中症予防プログラムの実施数減により、75万1千79円減の4百91万8千9百21円となった。
- ⑨ 「組織整備強化事業」は、登録人数が当初見込みより減となったことから、登録比例配分に係る助成金が減額となり、4百43万1千7百35円減の1億3千3百12万1千2百65円となった。
- ⑩ 「登録認定関係事業」は、登録関係物品の作成経費削減などにより、2百21万8千7百94円減の2千9百93万4千2百6円となった。
- ⑪ 「運営諸費」は、ほぼ予算額どおりの7千2百88万3千9百71円となった。

以上により、支出合計額は、予算額に対し2千3百70万8千6百15円減の5億5千5百51万1千3百85円となり、収支差額は2千43万1百15円となった。

以上、平成26年度事業報告及び決算について諮り、これを承認。なお、6月開催の日本体育協会理事会及び定時評議員会において、日本体育協会全体の決算として最終承認を得ることを説明。

<主な意見・要望>

- ・武田委員（鹿児島県）事務局
- ・研究調査事業について、予算額と決算額とで差異があるのは何故か。
- ・会議への出欠や前後泊の有無により差異が生じている。
- ・武田委員（鹿児島県）
- ・専門部会やワーキンググループの開催頻度を増やし、第9次育成5カ年計画を推進してはどうか。



ティブ・チャイルド・プログラム」の普及促進に対応できるように項目を新たに入れていた。また、「登録認定関係」では、インターネットを通じたウェブ登録システムの開発を進め、平成 28 年度からの運用開始を目指すこととしている。

なお、要望予算は、本委員総会で事業計画の承認を得た後の編成となるため、また、日本体育協会全体での調整により若干の変更が生じる可能性があるため、事業計画に変更が生じた場合の対応及び予算編成は坂本本部長に一任とすることについて諮り、これを承認。

#### <主な意見・要望>

- ・平山委員（奈良県）      ・認定員養成講習会のコース定員に満たない場合の対応について、今後どのような方策をとるのか。
- 事務局                      ・昨年度までは 20 名以上での実施であったが、本年度から 10 名以上に要項が変更となった。

#### <報告事項>

##### 1. 平成 26 年度日本スポーツ少年団予算について

事務局から資料に基づき、平成 26 年度実行予算の編成について報告。

##### 2. 平成 26 年度日本スポーツ少年団顕彰について

日本スポーツ少年団顕彰要綱並びに同施行基準に基づき、推薦があった 31 都府県 61 市町村スポーツ少年団、46 都道府県 151 名の指導者は、いずれも資格条件を満たしていたことから、5 月 23 日付で坂本本部長名により表彰する。

また、退任指導者に対する感謝状の贈呈については従来同様、各都道府県本部長に委任し、年度末に一括報告願う形態で取り進めることとなった。

##### 3. スポーツ少年団登録規程施行細則の改定について

平成 27 年度からの単位団への複数有資格者配置の義務化に対応する、スポーツ少年団登録規程施行細則の改定内容について報告。

#### [主な改定内容]

- ① 第 2 条第 3 項「スポーツ少年団は原則として団員 10 名以上と指導者 1 名以上で構成され」の「指導者 1 名以上」の箇所を「指導者 2 名以上」に変更。
- ② 同じく第 3 項に、これまで第 5 項で定めていた有資格指導者の人数と新規登録団についての条件を加え、「なお、指導者は少なくとも 2 名以上を有資格指導者としなければならない。ただし新規登録単位スポーツ少年団の指導者は、年度内に資格を取得すればよいものとする」とした。
- ③ 平成 27 年度からの施行とするため、改定施行日を平成 27 年 4 月 1 日とする。

なお、第 2 条第 3 項は、単位団に団員 10 名と 2 名以上の有資格指導者を配置することを義務化するための条項であるため、この条項を厳格に適用すると、登録更新時にやむを得ない理由により団員が 10 名に満たない場合や複数の有資格指導者が配置できなくなった場合に、当該単位団が登録できなくなることが想定される。このことから、やむを得ない理由があった場合に限り、団登録を認めることができる措置を内規として定めた。

## <主な意見・要望>

- ・河原委員（島根県）  
事務局  
・スポーツ少年団登録規程施行細則に関する内規について、10名に満たない単位団の団登録を認可するのは何名から良いのか。  
・各都道府県の実態に即した対処をお願いしたい。
- ・飯沼委員（東京都）  
事務局  
・原則10名以上の団員が団登録に必要と定められているが、人数の縛りをなくしてはどうか。  
・10名以上とは、子どもたちがグループとして集団行動を行うにあたっての目安として設けられている。
- ・河原委員（島根県）  
事務局  
・団員が10名そろっても、指導者が2名に満たない場合、子どものスポーツの場が失われることになってしまう。  
・子どもたちにより良いスポーツの場を提供するために、指導者の資格を取得した方に指導にあたっていただきたい。指導者の確保に善処願いたい。
- ・吉田委員（岐阜県）  
坂本本部長  
・余暇の多様化、少子化等の原因により登録団員および指導者が減少している。父兄を団活動に巻き込む方策を、常任委員会を中心に検討してはどうか。  
・常任委員会においても団員の確保について協議を行っており、引き続き調査・研究を行っていく。

## 4. 全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項の改定について

スポーツ少年団登録規程施行細則の改定に伴う、全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項の改定内容について報告。

### [主な改定内容]

- ① 指導者の参加資格について、軟式野球、剣道、バレーボールの各交流大会において、すべての参加指導者に対して認定員または認定育成員の資格保有を義務づける。
- ② 平成27年度からの施行とするため、改定施行日を平成27年4月1日とする。

## 5. 暴力行為根絶に向けた取り組みについて

日本スポーツ少年団としての暴力行為根絶に向け実施した取り組み、特に平成25年に全国スポーツ少年団競技別交流大会で実施した「スポーツ少年団活動現場における指導の実態に関するアンケート調査」の概要について報告。

## 6. 青少年スポーツ振興プロジェクトの設置について

「スポーツ少年団倫理規程（仮称）の策定」、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたスポーツ少年団の取り組みについて」を主として協議するために、正・副本部長及び各専門部会長をメンバーとするプロジェクトを設置したこと、今後は、都道府県スポーツ少年団や学識経験者、専門家などの意見も聞きながら、指導育成部会、広報普及部会、活動開発部会とも連携して取り進めていくことを報告。

## 7. その他

- ・第 39 回全日本少年サッカー大会の開催地について

日本サッカー協会から、平成 27 年度以降の大会開催について、12 月下旬に鹿児島県において開催する旨の連絡があったことを報告。

- ・全国市区町村スポーツ少年団実態調査について

第 9 次育成 5 カ年計画の施策項目「市区町村スポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化」に資するための基礎資料として、笹川スポーツ財団との共同研究により「全国市区町村スポーツ少年団実態調査報告書」を作成したことを報告。

### <その他の意見・要望>

- ・吉長委員（広島県）
  - ・今年度から認定員養成講習会のテキストが改訂されたが、試験問題が昨年度のテキストの文章を用いた設問となっているため、改訂後の文言を反映させてほしい。
- 事務局
  - ・今年度中の反映は難しいが、今後検討する。

以上の報告事項について、いずれも了承。15 時 55 分閉会。